安曇野市自治基本条例に対するパブリックコメントの結果

章・条・項・号	ご意見の要約	ご意見に対する市の考え方	対応
	市民の多くは条例制定に関心がな	貴重なご意見として考えます。条例制定が目的	ご意見としてお聞きし、条文
	く、検討経過も知らない。	でないことから、制定後の運用の中で市民にさ	には反映しません。
		らに周知を図っていきます。	
第1章、第4条、	実現のため、第5条第1項第2号	市の情報発信のあり方についての貴重なご意	ご意見としてお聞きし、条文
第1項	並びに第6条第1項及び第2項が	見であり、今後条例の運用の中で検討していき	には反映しません。
	重要である。市からの情報提供は	ます。	
	充分でなく、条例制定とともに改		
	善をすべき。		
第1章、第3条、第	「公益の増進に取り組むもの」を、	具体的に表現すべきとのご意見は大変重要と	ご意見としてお聞きし、条文
1号	具体的に「活動する個人及び法人	考えますが、「もの」に個人と法人(団体を含	には反映しません。
	その他の団体」としたらどうか。	む)が含まれると解釈しています。	
第1章、第3条、第	市区長会の定義に、行政運営の連	区については多くの議論がありましたが、任意	ご意見としてお聞きし、条文
8 号	携または補完を追加すべき。	組織である「区」を行政の下請け組織と位置づ	には反映しません。
		けないこと、また、市と区は対等なパートナー	
		として協働の関係であり、市政運営の基本原則	
		の中でも「協働の原則」を設けることとしまし	
		た。	
第2章、第7条	事業者の責務について盛るべき。	ご意見のとおり事業者の責務も重要です。	ご意見としてお聞きし、条文
		第3条第1号で、事業者も市民と位置づけてお	には反映しません。
		り、第7条の市民の責務があてはまります。	
第5章、第20条	対応の経過、結果等についてホー	貴重なご意見として考えます。運用上の参考と	ご意見としてお聞きし、条文
	ムページに公開を。	させていただきます。	には反映しません。

第6章、第23条	危機管理の規定を含め、この条例	区への加入促進は重要なことと考えますが、強	ご意見としてお聞きし、条文
	は区に未加入の方に対する内容が	制加入はできません。この条例では区加入に努	には反映しません。
	抜けているのではないか。	めるとはしていますが、未加入であっても隣同	
		士の顔の見える関係づくりは重要であること	
		を前提に、すべての市民の皆さんを対象として	
		います。今後、さらなる地域コミュニティの強	
		化と支え合う社会の形成を目指していきます。	